

# 議会運営委員会

日 時 令和7年6月2日（月）午前10時～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 令和7年亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 6月2日（月） 告示第136号
- (2) 開 会 6月9日（月）

## 2 議案の概要説明について

- (1) 概 要 （別添）

## 3 6月議会日程案について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 **6月 9日（月）正午**  
※4日（水）午後5時までにデータを事務局に提出願います。
- (2) 請願書等提出期限 **6月 9日（月）午後5時**
- (3) 質疑通告期限 **6月17日（火）本会議終了時**
- (4) 意見書等提出期限 **6月26日（木）午前10時**
- (5) 討論通告期限 **6月27日（金）午後4時**

## 4 開会日（6月9日）の議事等について

- (1) 議事日程

諸報告

第1 会議録署名議員指名《竹内議員、大西議員》

第2 会期決定

第3 報告第1号及び第1号議案から第4号議案（提案理由説明）

○午前9時55分から市民憲章唱和《唱和代表：浅田議員》

【次ページに続く】

## (2) 諸報告

- 予算に関する報告（4件）
- 監査（定期監査及び行政監査の結果等）
- 理事者出席要求
- 教育長、監査委員あいさつ
- 職員紹介（特別職、部長級職員） ※自席にて自己紹介

## (3) 会 期

- 令和7年6月9日～令和8年3月27日（292日間）
- ※6月議会の期間：6月9日～6月30日（22日間）

## 5 議場の理事者席について【別紙No.2】

## 6 請願について

- 受理なし

## 7 陳情・要望について【別紙No.3】

- 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

## 8 一般質問について【別紙No.4】

### (1) 通告書 メールまたはUSBで事務局へ提出

※一般質問の項目は、具体的に通告する。（先例・申合せ119）

- ・細分化し、具体的に記載する。
- ・市政における一般事務に限る。
- ・重複のないよう会派内で調整を行う。

※名称（例：道路・河川・橋梁・施設・事業・施策名等）は、正式名称を記載する。

### (2) 質問時間 答弁を含み1人45分（個人質問）

### (3) 質問順序 ①共産党議員団 ②公明党議員団 ③新清流会 ④経政会 ⑤躍動～輪の風～ ⑥亀岡有志の会

### (4) 会派内順序 6月3日（火）午後5時までに事務局へ連絡

### (5) 説明資料 6月11日（水）午後5時までに事務局へ提出（データ含む）

※説明資料は、必ずデータ元の使用許可を得ること。

【次ページに続く】

## 9 9月議会の決算審査案について

- (1) 決算特別委員（22人） ※議長、議選監査委員除く
- (2) 審査方法（分科会方式、事務事業評価）
- (3) 審査日程（5日間）
- (4) 特別委員会設置 6月30日（月） ※6月議会最終日

## 10 議会運営上の感染症対策について

○消毒液の設置（傍聴者用）、会議中のドア開放、CO2濃度測定

## 11 議会活性化の検討について

○検討項目（会派抽出）の取りまとめ【別紙No.5】

※7月・8月の会議予定

7月17日（木）午前 または 7月18日（金）午前

8月19日（火）午後（午前に9月議会運営に関する議会運営委員会を開催）

## 12 その他

(1) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、広報プロモーション課）

(2) エコ・オフィス推進期間（5月1日～10月31日まで）

(3) 本日（6月2日）の会議予定

議会運営委員会終了後、幹事会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議

(4) 次回の議会運営委員会等の予定

6月16日（月）14：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

17日（火）本会議終了後 議会運営委員会・幹事会

令和7年亀岡市議会定例会 6月議会日程表（案）

別紙No.1

Ver.0404

【議会期間22日間】

日付	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
5/30	金	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
31	土		
6/1	日		
2	月	(招集告示・当初議案送付) 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議	議案概要、6/10の議事日程等
3	火		
4	水	<17:00：一般質問通告書データ提出>	
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月	10:00～ 【定例会開会】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、 会期決定、提案理由説明
10	火		
11	水	<17:00：一般質問説明資料・データ提出>	
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
17	火	10:00～ 【一般質問】（追加議案送付） 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限>	追加議案概要、 6/20の議事日程等
18	水	10:00～ 【一般質問】	
19	木	10:00～ 【一般質問】	
20	金	10:00～ 【一般質問等】	提案理由説明、質疑、付託
21	土		
22	日		
23	月	10:00～ 総務文教常任委員会	付託議案審査
24	火	10:00～ 環境市民厚生常任委員会	付託議案審査
25	水	10:00～ 産業建設常任委員会	付託議案審査
26	木	委員会（予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
27	金	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00：討論通告期限>	人事議案概要 人事議案概要、意見書案、 6/30の議事日程等
28	土		
29	日		
30	月	10:00～ 【追加議案】 終了後 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 終了後 【定例会休会】（午後予定） 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会	提案理由説明、質疑、付託 付託議案審査、委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決等

〔亀岡市議会議席配置図〕

別紙No.2



議事調査係長	議事事務局 書記	議事事務局 委員長等	行政委員会	議事事務局次長
--------	-------------	---------------	-------	---------

議事事務局長	小川克己 議長	おがわ かつみ
--------	------------	---------

財政課長	市民生活部長	健康福祉部長	子ども未来部長
------	--------	--------	---------

産業観光部長	まちづくり 推進部長	全国都市緑化フェア 推進室長	上下水道部長
--------	---------------	-------------------	--------

演壇
----

環境先進都市 推進部長	生涯学習部 文化芸術担当部長	生涯学習部長	総務部長	政策企画部長
----------------	-------------------	--------	------	--------

教育長	教育部長	病院事業管理者	病院管理部長
-----	------	---------	--------

--

会計管理室長	市長公室長	佐々木副市長	石野副市長	桂川市長
--------	-------	--------	-------	------

5	小林 仁	4	法貴隆司
---	------	---	------

一問一答
------

--	--

3	林 徹司	2	原野実生子	1	大西陽春
---	------	---	-------	---	------

13	大石慶明
----	------

12	浅田晴彦	11	大塚建彦
----	------	----	------

10	梅本靖博	9	竹内博士
----	------	---	------

8	富谷加都子	7	山木裕也	6	片山輝夫
---	-------	---	------	---	------

24	西口純生	23	菱田光紀	22	福井英昭
----	------	----	------	----	------

21	齊藤一義	20	平本英久
----	------	----	------

19	松山雅行	18	土岐新
----	------	----	-----

17	山本由美子	16	木村 勲	15	三上 泉
----	-------	----	------	----	------

記者席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傍聴席											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入口

令和7年5月28日

亀岡市議会議長  
小川 克己様

〒615-8035

京都府西京区下津林芝ノ宮町31 プリオール桂105号

電話番号 080-3796-6249

ハラスメントから職員を守る京都府民の会

代表 中路 式雄

## 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書

### <陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会81か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択・趣旨採択されました。（資料1）

陳情採択などを受けて、実態調査が全国の数十自治体で行われておりますが、例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなりました。また勧誘を受けた職員の7割が購読していました。自由意見でも「購読をやめたいが、言い出せない」との多くの声があがりました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う「圧力」により、職員自身の意志に反した購読が横行していたのです。

港区では調査結果を踏まえて、3月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。（資料2）

東京都議会3月議会においては、政党機関紙勧誘に関する議員質問に対し、総務局長は「庁舎内における政党機関紙勧誘は禁止である」と明言しました。

同じく亀岡市役所庁舎管理規則（物品の販売等の禁止）では

第16条 何人も庁舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為で庁舎の管理上支障がないと認められるもので、管理責任者が承認した場合は、この限りでない。（1）物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為

とあり、政党機関紙の勧誘・配達・集金も許可を受ける禁止行為であります。

そこで情報公開して確認しましたら、日本共産党亀岡市議会議員団から承認願の申請があり、3名の共産党議員に「配達・集金」の行為承認書が発行されておりました。これは、勧誘は禁止されているということになります。（承認願と行為承諾書を参考に添付）

2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も108にのぼります。

亀岡市議会においては、3月議会で京都府民の会が出した「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」は審議しましたが結果は採択されず「行政に伝える」でしたので、アンケートは実施されておられません。

そこで、早急な実態調査が行われなかったとしても、最低限、庁舎内の勧誘行為に関するルールは厳守していただきたいと思い、再度陳情を提出いたしました。一部政党が主張するように「政党機関紙の勧誘は憲法が保障する政治活動」というのは当然だとしても、一方で、庁舎内では無許可の営業行為は管理規則で禁止されており、同様に、民間のマンションやアパートでも「営業目的の訪問・勧誘活動を禁止」している施設も少なくありません。こうした施設内での勧誘活動は、住民の信頼を損ねるものであり、政治モラルに反するものです。さらに多くの住民が利用する庁舎内では、職員の政治的な中立性が地方公務員法第36条「政治的行為の制限」で求められています。

議員の皆様は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて政党機関紙勧誘活動を行っていただきたいと思えます。以下、陳情2項目を議会に求めます。

<陳情項目>

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。これまで許可を得ずとも勧誘行為がおこなわれてきた経緯があれば、今年から改めてください。
- ② 今後「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請をする場合は、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関して、職員に寄り添ったアンケートを実施し、判断材料するように議会から行政に要請するようにしてください。

# 【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（81自治体）

北海道	■千歳市 ■釧路市	千葉県	■千葉市 ■習志野市 ■大網白里市 ■四街道市 ■東金市 ■香取市 ■山武市 ■銚子市 ■勝浦市 ■流山市 ■神崎町 ■九十九里町	長野県	■岡谷市	
青森県	■外ヶ浜町 ■大鰐町		東京都	■港区 ■目黒区 ■調布市 ■武蔵村山市 ■清瀬市 ■稲城市	岐阜県	■中津川市
岩手県	■滝沢市				愛知県	■高浜市 ■豊明市 ■安城市 ■津島市 ■蒲郡市 ■幸田町
秋田県	■北秋田市 ■湯沢市 ■潟上市 ■八郎潟町 ■八峰町 ■上小阿仁村				大阪府	■大阪狭山市
山形県	■山形市 ■寒河江市	兵庫県			■高砂市 ■明石市 ■芦屋市 ■西宮市 ■豊岡市	
福島県	■会津若松市 ■川俣町 ■北塩原村	神奈川県	■藤沢市 ■茅ヶ崎市 ■南足柄市 ■綾瀬市 ■厚木市 ■大和市 ■伊勢原市 ■海老名市 ■座間市 ■逗子市 ■鎌倉市 ■愛川町 ■真鶴町 ■松田町 ■寒川町 ■清川村	岡山県	■総社市 ■美作市 ■吉備中央町 ■和気町	
栃木県	■宇都宮市 ■鹿沼市 ■壬生町		熊本県	■荒尾市		
群馬県	■沼田市 ■甘楽町		鹿児島県	■霧島市 ■指宿市 ■日置市		
埼玉県	■加須市 ■和光市 ■美里町 ■上里町					

## ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在108自治体）

### 自治体職員 ハラスメント 議員から守る

地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。善処をお願い致します。

事実上の上下関係背景



読売新聞  
令和6年3月24日付

# 【資料 2】 都内自治体の職員アンケートの結果事例

港区

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等  
円グラフは調査結果に基づき本会で作成（原本はQRコードよりご参照いただけます）



対象：管理職 100名 回答 67名（回答率 67.0%） 期間：令和 6 年 10 月 25 日～11 月 6 日  
結果：区議会議員から勧誘を受けたと 9 割強（61 人）が回答。勧誘された職位は、9 割以上が課長または係長。勧誘を受けた際、8 割（48 人）が心理的圧力を感じた。勧誘を受けて、7 割強（44 人）が今も購読している。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない」「購読を断わることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

- (1) 回答総数：40 件
- (2) 意見要旨：以下のとおり

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や秘匿情報の保護の観点から、自由に執務室内に入室し、集金や配達をすることは是正すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない。	10
3	購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止すべき）である。	7
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにして欲しい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6
7	経済的な負担となっている。	4
8	個人での解約を後押しできるような通知などを出して欲しい。	2
9	政党の考え方や世の中の動きを多角的に把握するためには役立っているように感じる。	2

※ 1 人の回答者が複数内容の意見を回答している場合もあるため、回答総数と表中の意見数の合計は一致しません。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願  
(令和 6 年 3 月採択)

賛成した会派  
自民党議員団、みなと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

反対した会派  
共産党議員団  
港区れいわ新選組  
みなと政策会議

※アンケートは請願採択を受け実施

その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について  
ご意見があれば記入してください。



港区では調査結果を踏まえて、令和 7 年 3 月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。



## 都内自治体の職員アンケートの結果事例②

### 板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査  
令和6年10月15日～10月29日実施(区職員348人が回答) より抜粋

[https://www.city.itabashi.tokyo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/001/055/358/r61119\\_giun\\_8.pdf](https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/055/358/r61119_giun_8.pdf)

管理職が■■■■議員から私費で新聞「■■■■」の購入を強いられている。  
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え  
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される  
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反  
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。  
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民  
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え  
る。

■■■■の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし  
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ  
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな  
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

業務中に■■■■の集金で執務室内に勝手に入る

■■■■の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意  
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。  
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。  
朝の早い時間に新聞を机の上に置かれていますが、通常業者であれば執務時間の内  
外を問わず事務室には入れません。以前はヤクルトや牛乳を自席にもってきて販売  
していましたが、今は販売は認められていません。  
議員(事務員)さんが配っておられるのであれば、どのような根拠でしょうか。■■■■  
■■■■の販売だけが認められ、議員や事務員が執務室内を自由に歩き回れる根拠がある  
ならば示していただきたいと思います。

■■■■は板橋区がアンケート公表時に黒塗り



## 都内自治体の職員アンケートの結果事例③

### 町田市

特定政党の市議が、度重なる通達にも関わらず、  
庁舎管理規則に反して、勧誘活動を継続していたことが判明

2019年に4度目の職員通達

「庁舎内の物品販売は禁止事項であり、政党の機関紙等を購入する行為を厳に慎むこと」

### 「赤旗」庁舎内購読自粛を通達 東京・町田市、管理規則に抵触

東京都町田市が、共産党の機関紙「しんぶん赤旗」を含む政党機関紙を庁舎内で購入することを自粛するよう求める通達を今月、全職員に出していたことが21日、分かった。同市は平成26年度以降、3回にわたって同様の通達を出したが、同市の共産市議が最近でも市職員に庁舎内で赤旗を配布したり、購読料を収集したりしていた事実が判明し、こうした行為が庁舎管理規則などに抵触する可能性があるかと判断した。

通達は今月5日付。同市によると、8月中旬から下旬にかけて、市職員を対象に同紙の購読状況などに関する調査を実施。その結果、職員7人が庁舎内で私費で購読していた。共産市議が庁舎内で直接、同紙を手渡し、集金行為もしていたという。

同市の庁舎管理規則などでは、無断で物品の売買などを庁舎内で行うことを禁じている。これを踏まえ、同市は一連の行為が同規則などに反する可能性があるかと判断。高橋豊副市長名で「政党の機関紙等を購入する行為を慎むこと」などと記載した通達を出した。同様の通達は26年度以降、4度目となる。

庁舎内での通達内容の徹底を図るため、同市は今月18日から26日まで、職員の購読状況の再調査を実施している。21日時点で購読を継続していると回答した職員は報告されていないという。産経新聞 2019年11月21日付



### 4度目の通達文 町田市が職員に通達した

#### 庁舎管理規則及び服務規程の徹底について（依命通達）

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図られたい。

この旨、命により通達する。

### 狛江市

議員の独自調査で、複数の管理職の証言を紹介。市総務部長は、購読勧誘等が長年慣習として行われてきたと認め、「(市の) 政治的中立が疑われかねないので、庁舎内での勧誘、配布、集金は原則禁止しなければならないと考えている」と述べ、今後職員らに徹底させると明言した。





議会活性化検討項目一覧（令和7年度）

別紙No.5

Ver.070602

No.	分類	項目	会派	内容	検討優先度等
1	住民 参画	定期的な子ども議会並びに中高生議会の開催	経政会	・定期的に子ども議会並びに中高生議会を開催してはどうか。	
2	住民 参画	議場コンサート導入	公明党議員団	・市議会をより親しみやすく興味を持っていただくため、議会開会初日に議場で演奏の場を提供する。	
3	情報 共有 ・ 機能 強化	手話通訳・字幕表示の導入	新清流会	・視覚による本会議の実況を行ってはどうか。	
			経政会	・聴覚障がい者に向けた字幕スーパー付きの録画配信を行ってはどうか。	
			躍動～輪の風～	・聴覚にハンデがある方もそうでない方も発言を理解しやすいと考えることから字幕化導入をする。	
			亀岡有志の会	・手話について、オンラインで遠隔手話の契約を活用する。	
			共産党議員団	・亀岡市で資格を持つ手話通訳士や登録手話通訳者をもう少し増やす努力をすることは、議会中継だけでなく、市民サービスにも効果があるので、積極的な任用・採用、委託などを進めることが望ましい。同時に、亀岡市だけで確保することは、日々の生活の支援に必要な手話通訳サービスに影響が出てしまうので、広島市、広島県のように、京都府レベルで連携していくことが必要だと考える。	
共産党議員団	・手話による同時通訳の先進地行政視察でも、手話通訳よりも字幕を入れてほしいという声の方が多いということが、実施している市の市民から寄せられていたし、別の市では字幕を入れる努力をされていたので、技術革新の進み具合を見定めながら、ライブ中継の字幕入れを視野に入れておくことが望ましい。				
4	情報 共有	点字による議会だよりの作成	新清流会	・費用はかかるが、本物の取組である。	
5	情報 共有	Googleカレンダーの活用	亀岡有志の会	・Googleカレンダーを活用して個人のスマホ（iphoneのみ）に共有することが出来るので、市のホームページにタイムリーに行事を入力して頂きたい。	
6	情報 共有	議会傍聴について	共産党議員団	・傍聴者に一般質問の資料を参考にさせていただき手立て。	
7	情報 共有	市議会ホームページの充実	公明党議員団	・主権者教育の要素を含む子ども議場見学会を定期開催する中、亀岡市キッズページを作成しあらゆる世代に情報提供する。	

議会活性化検討項目一覧（令和7年度）

別紙No.5

Ver.070602

No.	分類	項目	会派	内容	検討優先度等
8	情報共有	常任委員会YouTube配信の充実	公明党議員団	・現状の録画配信に加え、議会ごとの審査報告の要約版を動画配信する。	
9	機能強化	傍聴席での水分補給	新清流会	・傍聴規則の改正が必要だが、本会議への水分の持ち込みを実現できないか。	
			経政会	・本会議場前に給水サーバーを設置してはどうか。	
			躍動～輪の風～	・傍聴者の健康管理面等を考慮し早期に傍聴者席でも水分補給ができるよう整理する。	
			共産党議員団	・前期モニターから出ていた、傍聴席での水分補給を認めることをできるだけ早く実施できるような議会のスピーディーな対応が必要。	
			公明党議員団	・体調管理のための水分補給ができるよう、傍聴規則を改正する。	
10	機能強化	大学・専門学校・高校との連携	新清流会	・大学とは、「議会そのものを問う機関とする」ことや、「学生が短期でもインターンできる制度を設ける」ことなど、連携してお互いに利益となることを考えるべき。協定を締結できないか。 ・高校と連携することは、民主教育の一環でもあり、議会が果たす役割や、執行部との関係性を研修してもらうのもよいことだと思う。 ・また、若い人の直接的な意見を広聴できる。 ・高校については、「働きかけ」という形とすることも考えられる。	
			経政会	・政策立案に向けた大学や専門学校との連携協定を締結してはどうか。	

議会活性化検討項目一覧（令和7年度）

別紙No.5

Ver.070602

No.	分類	項目	会派	内容	検討優先度等
11	機能強化	議会モニター制度の充実と効果的な運用	躍動～輪の風～	・体系整備→分析→検討→改善→次年度に生かす。（検証するタイミングを設ける）	
			共産党議員団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間を見通した活動計画の提示で、モニターさんが見通しをもって活動できるようにする。</li> <li>・上記の計画を基本としながらもモニターさんのパーソナリティやモニターさん同士の意見交換の中で、どの程度集まってもらって、どのような形でモニターさんが感じられたことや意見、提言を、議会に届けてもらうのかを、柔軟に考えて活動してもらうようにする。</li> <li>・そのためにも議会側のコーディネーター（担当事務局職員と担当議員）を位置づけて、モニターさんと適宜連携をとる。</li> <li>・1年という任期の中で、自分たちの活動がどのように議会に影響を及ぼし、どのような改革がなされていくかを見ていただくことも必要であり、モニターさん同士の希望を尊重して、意見交換の場、意見のある程度まとめる場、議会への提言を行う機会を適宜持つていけるようにしたい。毎議会ごとに意見交換の場を設けるなど決めつけてしまわず、モニターさんの意思と合意を尊重する。</li> <li>・前年度のモニターさんも、自分の思っていることが正しいかどうか分からないから、モニター同士の意見交換の場がもっとほしかったと言われていた。意見交換をしたうえで、個人の意見を伝えるのではなく、モニターの総意として、この件はすぐにでも改革してもらえないかということがあれば、任期の途中ででも議会への提言を行ってもらえばよい。それらへのアドバイスや相談ができる担当が必要である。</li> </ul>	
12	機能強化	議場設備の整備	経政会	傍聴者に対して見やすい場所へディスプレイを設置してはどうか。	
			亀岡有志の会	議場に赤ちゃんなどが泣いても迷惑がかからない防音設備の部屋を設置する。	
			共産党議員団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんを連れての傍聴がしやすい場所づくり</li> <li>・様々な障がいに対応したユニバーサルデザインの傍聴席に少しでも近づけていけるようにする（車いす対応、視覚障がい者対応、聴覚障がい者対応など）</li> </ul>	
13	機能強化	監査委員の任期2年制	新清流会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議選監査委員の任期は来季から2年制を採用するべき。</li> <li>・監査委員自身も、1年任期では一連の流れを覚えた時点で任期が終わってしまうこと、代表監査委員の任期や監査委員事務局の体制との兼ね合いもあるので、議選監査委員は2年制を採用するのがよい。</li> <li>・府内でも、亀岡市以外の市は任期2年以上になった。</li> </ul>	
14	機能強化	議会ハラスメント条例の制定	新清流会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、ハラスメントの定義は難しい部分はあるが、条例制定しておくことも、意識を含めた防衛策になる。大きくは、議員の倫理条例の一部かも。</li> </ul>	

議会活性化検討項目一覧（令和7年度）

別紙No.5

Ver.070602

No.	分類	項目	会派	内容	検討優先度等
15	機能強化	特別委員会の充実	躍動～輪の風～	・「公共交通対策特別委員会」をより福祉の目線に合わせた形で実施するために「公共交通”福祉”特別委員会」に名称変更し、委員会で福祉の観点をさらに考慮して取り組む。	
16	機能強化	特別委員会の新設	躍動～輪の風～	・（仮称）防災・減災対策特別委員会の設置を検討しては。平時は特別委員会であり、有事は災害対策本部に切替わる体制の構築。	
17	機能強化	災害時の議会BCP対応	躍動～輪の風～	・災害時におけるフェーズごとの対応マニュアル作成と防災無線の設置等を検討する。	
18	機能強化	議員定数・議員報酬	躍動～輪の風～	・17期からの申し送りである定数と報酬について議論。	
19	機能強化	委員会の行政報告の際は簡潔な質疑をする。	亀岡有志の会	・質疑に思いや持論を述べ委員会の時間が長いので、質疑は分かりやすく簡潔にして頂きたい。	
20	機能強化	広報活動の充実	共産党議員団	・聴覚や視覚に障害のある方への議会広報の在り方を進めていきたい。議会だよりの朗読（解説付き）などを録音した「声の議会だよりの朗読」などは試験的にでもすぐにはできないか、広報部会で検討したい。	
21	機能強化	議会DXの推進	共産党議員団	・タブレット端末の使用について、使い慣れるための研修や動画作成などを適宜行う。 ・理事者側とのサイドブックの共有について、理事者側にも協力いただいで進めていく。	
22	機能強化	請願、陳情、要望などの意見陳述の所管課との共有	共産党議員団	・所管課に伝えて、意見陳述などは傍聴してもらうようにする。議会の判断（請願の採決や要望・陳情への対応など）に関わらず、理事者側で対応や検討・調査すべきと判断すればしてもらえたらよいのでは。	
23	その他	卒・入学式の出席	躍動～輪の風～	・議員は出席せず、議員団費より祝電を議会一同で出し審査時間を少しでも確保。	